

令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ382,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 諸 収 入		千円 364,300
	1 預 金 利 子	759
	2 貸 付 金 元 利 収 入	363,012
	3 雑 入	529
5 繰 入 金		17,862
	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,862
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

歳 入 合 計		382,163
歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 382,163
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	382,163
歳 出 合 計		382,163